駐輪場の附置義務制度の見直し素案について

１　駐輪場の附置義務制度見直しの目的

区では、放置自転車対策として、新宿区自転車等の適正利用の推進及び自転車等駐輪場の整備に関する条例（以下「条例」とします。）により、商業施設等の駐輪需要を生じさせている施設の設置者に対し、駐輪場の設置を義務付ける制度（以下「附置義務制度」とします。）を設けています。

しかし、附置義務制度によって設けられた駐輪場（以下「附置義務駐輪場」とします。）が有効に機能していない状況や対象外の共同住宅等の前に放置自転車が見られるなどの課題があったことから、本制度について、より区の実態に適合した制度とするため、制度の見直しに必要となる条例の一部を改正します。

２　今回の見直しのねらい

以下の改正により、使われやすい附置義務駐輪場を増やすことで、放置自転車対策を促進します。

①現行の指定用途に関する見直し

現行の指定用途については、整備台数基準が新宿区の実態と乖離していることから、実態に適合するように見直します。

②対象となる指定用途の追加

現行の制度では対象となっていない、ワンルーム形式規模を超える共同住宅や事務所系建物の前に放置自転車が多くみられることから、これらの建物を新たに対象にします。

③管理に関する届出等の追加

新たに附置義務駐輪場の管理者・管理方法の届出と案内板の設置を義務づけ、附置義務駐輪場の管理体制の強化と利用者の利便性の向上を図ります。

④地域特性を踏まえた新たな制度導入

地域のまちづくりの方針により歩行者を優先させたい地域等では、条例に定める一律の基準によらず地域特性に応じた駐輪場の配置や附置義務基準の設定等ができるような規程を導入します。

３　検討の経緯

見直し素案については、令和６年度に実態調査を実施し、新宿区自転車等駐輪対策協議会（以下「駐輪対策協議会」とします。）での議論を経てとりまとめました。

令和６年　６月　第１回駐輪対策協議会（附置義務制度の概要、課題、実態調査計画の確認）
　　　　　７月　実態調査を実施
　　　　　９月　第２回駐輪対策協議会（実態調査結果（速報）報告、見直しの方向性の確認）
　　　　１２月　第３回駐輪対策協議会（実態調査・分析結果のまとめ、見直しの内容の提示）
令和７年　３月　第４回駐輪対策協議会（見直し素案の確認）

４　附置義務制度の概要（現行制度）

以下に示す都市計画法第８条第１項第１号に規定する区域（以下「指定区域」とします。）において、下の表の指定用途に供する施設で、一定の規模を超える施設を新築又は増築等する場合は、下の表の自転車等駐輪場の規模（以下「原単位」とします。）により算定した規模の駐輪場を、当該施設若しくはその敷地内又は当該施設から 250ｍ以内に設置しなければなりません。

［指定区域：商業地域、近隣商業地域、第２種住居地域、準工業地域］

指定用途（施設の用途）	左の施設の規模	自転車等駐輪場の規模
遊技場	床面積の合計が 300㎡を超えるもの	床面積15㎡ごとに1台 （床面積が5000㎡を超える部分は30㎡ごとに1台）
百貨店、スーパーマーケット その他の小売店及び飲食店	床面積の合計が 400㎡を超えるもの	床面積20㎡ごとに1台 （床面積が1200㎡を超える部分は60㎡ごとに1台） （床面積が5000㎡を超える部分は120㎡ごとに1台）
銀行その他の金融機関	床面積の合計が 500㎡を超えるもの	床面積25㎡ごとに1台 （床面積が5000㎡を超える部分は50㎡ごとに1台）
スポーツ、体育その他の 健康の増進を目的とする施設	床面積の合計が 500㎡を超えるもの	床面積25㎡ごとに1台
学習、教養、趣味等の教授を 目的とする施設	床面積の合計が 300㎡を超えるもの	床面積15㎡ごとに1台

５　新宿区内の駐輪に関する実態について

附置義務制度の見直しを検討するにあたり、新宿区内の駐輪実態を把握するため、区内の６エリアを対象に、実態調査を行いました。

実態調査の概要	
対象エリア	新宿駅周辺、新大久保駅周辺、高田馬場駅周辺、早稲田駅周辺、飯田橋駅周辺、四ツ谷駅周辺
調査時期	令和6年7月9日（火）、7月11日（木）、7月21日（日）
調査種別・内容	①駐輪台数調査
	公共駐輪場、附置義務駐輪場、路上放置自転車を対象に、平日休日各1日ずつ、6時～21時までの間の駐輪台数を把握しました。（公共駐輪場と路上放置自転車は終電後も実施）
	②自転車利用者へのアンケート調査（回答数　平日491票、休日472票）
	駐輪台数調査時に自転車へwebアンケート調査票を配布し、利用目的・利用後の目的地など、附置義務を検討するにあたり必要となる利用者の特性を把握しました。

（１）駐輪台数調査結果について

・公共駐輪場利用台数、附置義務駐輪場利用台数、放置自転車の台数の合計を駐輪需要量とし、公共駐輪場と附置義務駐輪場の整備台数の合計を供給量としてみた場合、新宿区全体での需給バランスは、平日・休日とも需要を供給が上回っています。

＜新宿区全体の需要と供給のバランス＞

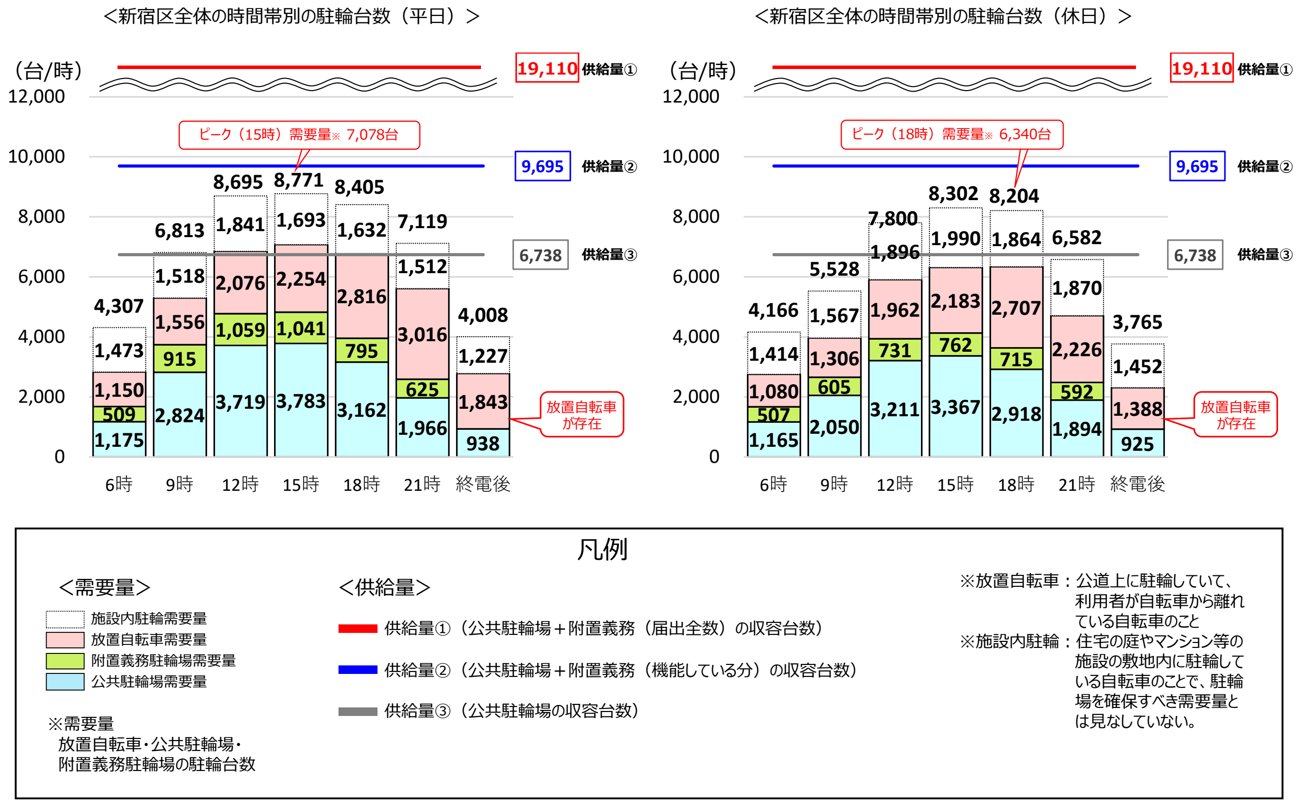

（２）自転車利用者へのアンケート調査結果について

・駐輪場所ごとの、利用者の駐輪後の目的地は、鉄道利用・通勤利用の割合が高くなっています。

・附置義務駐輪場でも、鉄道利用や通勤利用が駐輪している状況が見られます。

＜駐輪場所ごとの、駐輪後の目的地＞

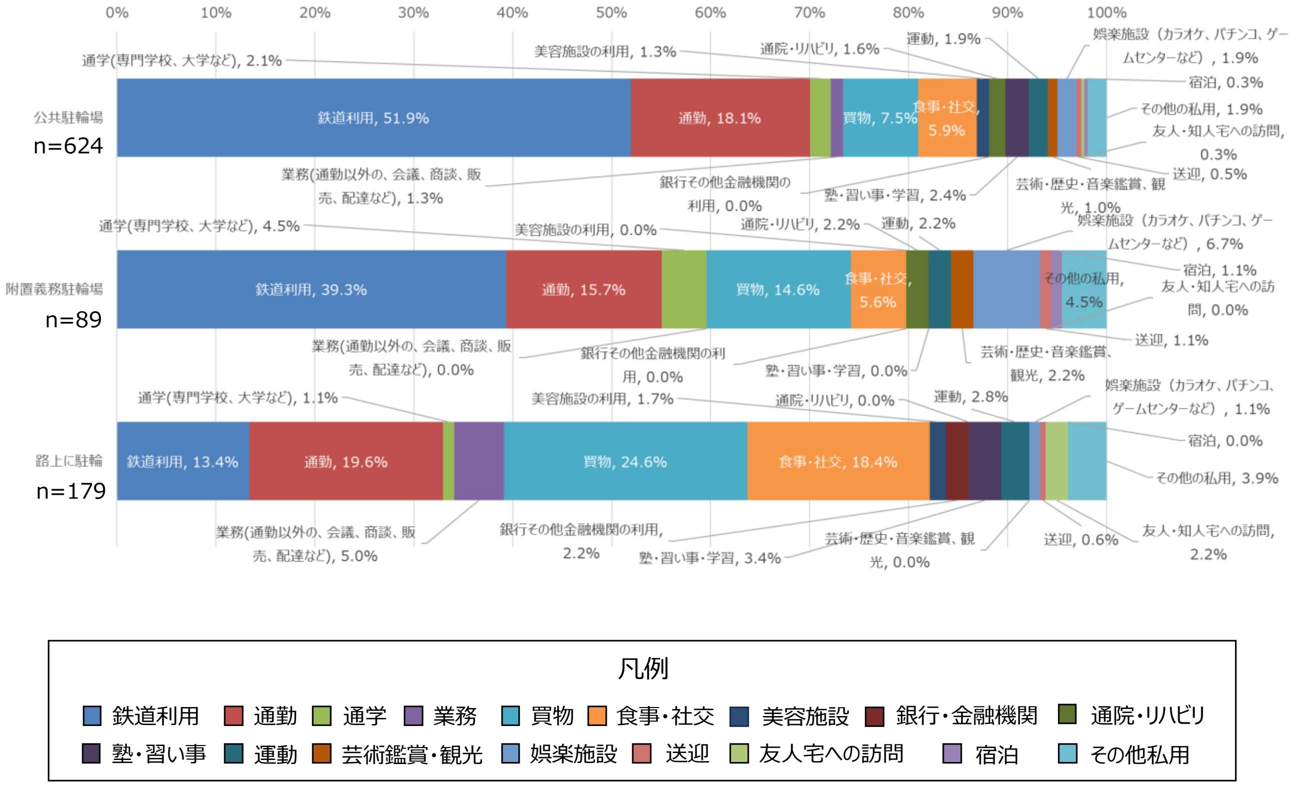

（３）附置義務駐輪場の利用状況について

・附置義務駐輪場の実態について、届出されている箇所に対して運用が確認できた箇所は約３割で、確認できた整備台数は約５割です。

・実態調査を行った駐輪場の平均利用割合は、平日約３６％、休日約２４％でした。

＜附置義務駐輪場の状況＞

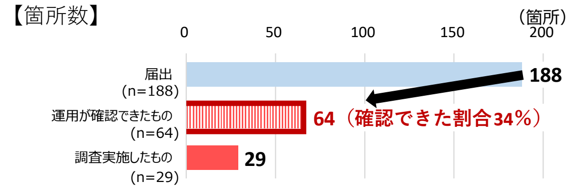

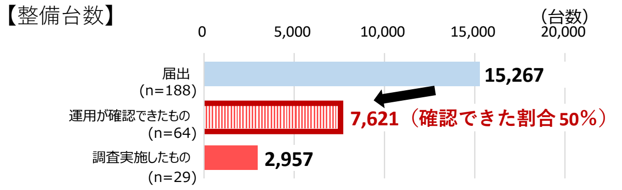

６　制度の見直し素案

（１）現行の指定用途に関する見直し

各指定用途の原単位が、実際の需要と合致しておらず、附置義務駐輪場の台数が過剰になっているケースが確認されたため、調査の結果を踏まえて、現行の指定用途の原単位を見直します。

【見直し内容】

①現行の指定用途のうち「百貨店、スーパーマーケットその他の小売店及び飲食店」については店舗の種別によって需要が異なるため、「スーパーマーケット」、「スーパーマーケット以外の小売店」、「飲食店」の３つに細分化します。

②各指定用途の原単位について、実態調査の結果から、現行の基準と比較して緩和する方向で見直します。

現在の基準			見直し（素案）		
指定用途（施設の用途）	左の施設の規模（対象規模）	自転車等駐輪場の規模（原単位）	指定用途（施設の用途）	左の施設の規模（対象規模）	自転車等駐輪場の規模 原単位
遊技場	床面積の合計が300㎡を超えるもの	床面積15㎡ごとに1台（床面積が5000㎡を超える部分は30㎡ごとに1台）	遊技場	床面積の合計が300㎡を超えるもの	床面積70㎡ごとに1台（大規模逓減なし）
百貨店、スーパーマーケットその他の小売店及び飲食店	床面積の合計が400㎡を超えるもの	床面積20㎡ごとに1台（床面積が1200㎡を超える部分は60㎡ごとに1台）（床面積が5000㎡を超える部分は120㎡ごとに1台）	スーパーマーケット	床面積の合計が400㎡を超えるもの	床面積20㎡ごとに1台（床面積が1500㎡を超える部分は60㎡ごとに1台）（床面積が5000㎡を超える部分は120㎡ごとに1台）
			スーパーマーケット以外の小売店	床面積の合計が400㎡を超えるもの	床面積100㎡ごとに1台（床面積が1500㎡を超える部分は300㎡ごとに1台）（床面積が5000㎡を超える部分は600㎡ごとに1台）
			飲食店	床面積の合計が400㎡を超えるもの	床面積40㎡ごとに1台（床面積が1500㎡を超える部分は120㎡ごとに1台）（床面積が5000㎡を超える部分は240㎡ごとに1台）
銀行その他の金融機関	床面積の合計が500㎡を超えるもの	床面積25㎡ごとに1台（床面積が5000㎡を超える部分は50㎡ごとに1台）	銀行その他の金融機関	床面積の合計が500㎡を超えるもの	床面積40㎡ごとに1台（大規模逓減なし）
スポーツ、体育その他の健康の増進を目的とする施設	床面積の合計が500㎡を超えるもの	床面積25㎡ごとに1台（大規模逓減なし）	スポーツ、体育その他の健康の増進を目的とする施設	床面積の合計が500㎡を超えるもの	床面積400㎡ごとに1台（大規模逓減なし）
学習、教養、趣味等の教授を目的とする施設	床面積の合計が300㎡を超えるもの	床面積15㎡ごとに1台（大規模逓減なし）	学習、教養、趣味等の教授を目的とする施設	床面積の合計が300㎡を超えるもの	床面積15㎡ごとに1台（床面積が600㎡を超える部分は300㎡ごとに1台）

※スーパーマーケットとは、日用品及び食料品を対象にセルフサービス方式により小売業を営むものとします。

※２以上の指定用途に供する施設（以下「混合用途施設」とします。）については、現行の制度と同じく、それぞれの指定用途では対象規模以下だった場合でも、当該用途ごとの原単位で算出した台数の合計が 20 台以上の場合に届出の対象とします。

※附置義務届出がされている既存の施設については、現行の対象用途について、見直し前の設置台数より見直し後の必要台数が少なくなる場合は、見直し後の台数とすることができることとします。
なお、届出の方法等については、今後、決定します。

（２）対象となる指定用途の追加

共同住宅（ワンルーム形式規模を超える）や事務所施設の利用者など、現行の附置義務の対象外用途の施設に起因すると推測される駐輪需要が確認されたため、調査の結果を踏まえて対象となる用途を追加します。

【見直し内容】

①実態調査の結果などから、共同住宅の前に放置自転車が多く散見されることから、共同住宅を対象用途に追加します。

また、ワンルーム形式の共同住宅等については、既に「新宿区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例」による自転車等駐輪場の設置義務があることから、本制度では、ワンルーム形式規模を超える共同住宅を対象とします。

見直し（素案）		
指定用途 （施設の用途）	左の施設の規模 （対象規模）	自転車等駐輪場の規模 原単位
共同住宅	一区画の専用面積が 30㎡以上の住戸の 総数が10戸以上	一区画の専用面積が30㎡以上の住戸 １戸ごとに1台

②実態調査の結果などから、事務所施設の駐輪需要があることから、事務所を対象用途に追加します。

また、施設の対象規模については、新宿区内の１棟あたりの事務所面積の平均値を参考に、3000 ㎡を超えるものとします。

見直し（素案）		
指定用途 （施設の用途）	左の施設の規模 （対象規模）	自転車等駐輪場の規模 原単位
事務所	床面積の合計が 3000㎡を超えるもの	最低10台設置。 3000㎡を超える部分は、1000㎡ごとに1台

※共同住宅、事務所については、基準日（改正後の条例施行日）以降に着工する施設を対象とします。

※共同住宅、事務所については、混合用途施設の対象には含みません。

（３）管理に関する届出等の追加

附置義務駐輪場の管理方法や場所がわからないことが多く、利用者にとって利用しづらいケースが確認されたため、駐輪場の管理に関する届出内容等を追加します。

【見直し内容】

①届出内容に管理者の届出を追加

設置・変更届、完了届の様式に管理者欄を設け、届出時に管理者を確認できるようにします。

②届出内容に管理方法の届出を追加

届出の添付書類に、附置義務駐輪場の管理方法を記載した書類を追加し、管理方法を確認できるようにします。

③案内看板の設置を義務付け

利用者が附置義務駐輪場を容易に利用できるよう、以下の位置及び利用方法の現地表示を義務付けます。

ア）建物の出入口その他利用者の見やすい場所に、附置義務駐輪場の位置と附置義務駐輪場までの経路を記載した表示板を設置

イ）附置義務駐輪場に、所有者又は管理者の連絡先、駐輪場の利用可能時間、駐輪方法やその他の利用方法を記載した表示板を設置

■　ア）のイメージ

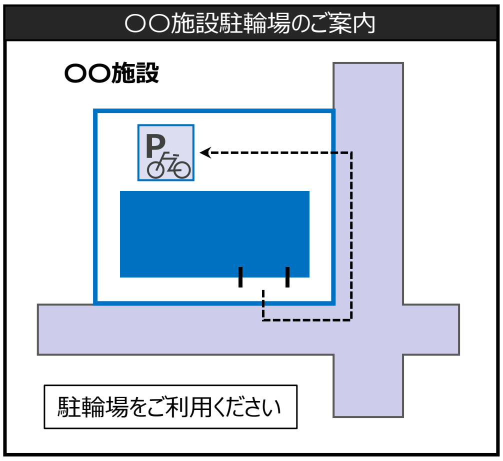

■　イ）のイメージ

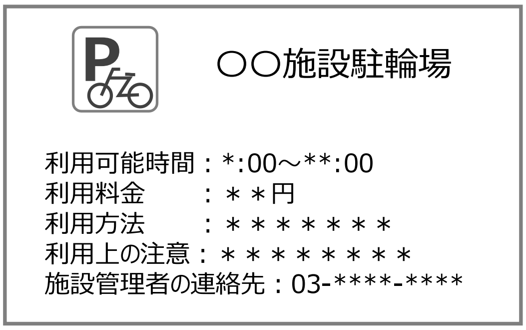

（４）地域特性を踏まえた新たな制度の導入

地域のまちづくりの方針により歩行者を優先させたい地域等では、条例に定める一律の基準によらず地域特性に応じた駐輪場の配置や附置義務基準の設定等ができるような規程を導入します。